

○日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成16年9月28日

条例第21号

日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成6年条例第1号)の全部を改正する。
(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、市、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物を除くものをいう。
- (2) 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積(製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。)をいう。
- (3) 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。
- (4) 土地の所有者等 土地の所有者その他土地を使用する権原を有する者をいう。

(平27条例31・令6条例3・一部改正)

(市の責務)

第3条 市は、市の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずることに努めるとともに、茨城県が講ずる土地の埋立て等の規制に関する措置について、必要に応じ協力するものとする。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土砂等の汚染状態を確認し、土地の埋立て等による土壤の汚染を防止するための必要な措置を講ずるとともに、適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(令6条例3・一部改正)

(土地の所有者等の責務)

第5条の2 土地の所有者等は、その所有し、又は使用する権原を有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(令6条例3・追加)

(土地の埋立て等の許可)

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以下である土地の埋立て等を行おうとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、適用しない。

- (1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であつて、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であつて、規則で定めるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

3 第1項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画
- (11) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(令6条例3・一部改正)

(許可の基準)

第7条 市長は、前条第1項の許可の申請が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) その土地の埋立て等に用いる土砂等の性質が、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(平成3年建設省令第19号)別表第1の第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (2) その土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所が茨城県内であって、当該場所から直接搬入されるものであること。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) その土地の埋立て等に用いる土砂等の有害物質(鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。)による汚染の状態及び水素イオン濃度指数が規則で定める基準に適合しないものでないこと。
- (4) その土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。
- (5) その埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画が埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な措置に関する基準として規則で定める基準に適合していること。
- (6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ この条例又はその他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処

- せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
オ 第18条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
(当該許可を取り消された者が法人であるときは、当該取消しの処分に係る日立市行政手続条例(平成12年条例第2号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。)
- カ 第18条第1項の規定による許可の取消しの処分に係る日立市行政手続条例第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第11条第1項第3号の規定による廃止の届出をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- キ カに規定する期間内に第11条第1項第3号の規定による廃止の届出があった場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- ク 第18条第1項又は第19条第2項の規定により土地の埋立て等の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)
- ケ 第19条第1項又は第2項の規定による命令(同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。)を受け、その命令に係る措置が完了していない者(当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。)
- コ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- サ 日立市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下の号において「暴力団員等」という。)
- シ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。)がアからサまでのいずれかに該当するもの
- ス 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからサまでのいずれかに該当する者のあるもの
- セ 個人で規則で定める使用人のうちにアからサまでのいずれかに該当する者のあるもの
- ソ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- (7) 茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成15年茨城県条例第67号)に規定する土砂等搬入禁止区域が、埋立て等区域又は土地の埋立て等に必要な区域に含まれていないこと。
- (8) 土地の埋立て等を行うことについて、埋立て等区域内の土地の所有者等の同意を得ていること。

(平27条例31・令元条例12・令6条例3・一部改正)

(許可の条件)

第8条 市長は、第6条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第9条 第6条第1項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、同条第3項第2号又は第4号から第10号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。
- 3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があったとき又は第6条第3項第1号若しくは第11号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(令6条例3・一部改正)

(土地の所有者等への通知)

第9条の2 許可を受けた者は、当該許可を受けた日後遅滞なく、埋立て等区域内の土地の所有者等（当該土地の所有者等が当該許可を受けた者である場合を除く。第3項において同じ。）に、当該許可に係る第6条第3項各号に掲げる事項及び当該許可に係る条件（第8条の規定により条件を付されたときに限る。）を書面で通知しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条第1項の許可について準用する。この場合において、前項中「第6条第3項各号に掲げる事項」とあるのは「第6条第3項各号に掲げる事項であって、変更に係る事項」と読み替えるものとする。
- 3 許可を受けた者は、前条第3項又は第11条第1項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、埋立て等区域内の土地の所有者等に対し、その旨を通知しなければならない。

(令6条例3・追加)

(許可申請手数料)

第10条 市長は、第6条第1項又は第9条第1項の規定による許可の申請をしようとする者から別表に掲げる手数料を徴収する。

(令6条例3・一部改正)

(着手の届出等)

第11条 許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。
 - (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。
 - (3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。
 - (4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。
- 2 市長は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が当該土地の埋立て等に係る第6条第3項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第19条第2項第1号において同じ。）及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画（第9条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後のもの。第19条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(令6条例3・一部改正)

(許可に基づく地位の承継)

第12条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

- 2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、その日から15日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(標識の掲示)

第14条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載等)

第15条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

2 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る土地の埋立て等に用いた土砂等の数量その他の規則で定める事項を市長に報告しなければならない。

(平27条例31・一部改正)

(土壤の調査等)

第16条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、定期的に当該許可に係る埋立て等区域の土壤の調査を行い、その結果を市長に報告しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第17条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第6条第3項の申請書の写し、第15条第1項の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(平27条例31・令6条例3・一部改正)

(許可の取消し等)

第18条 市長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- (1) 第7条第6号（クを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けたとき。
- (4) 第8条（第9条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件（次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。）に違反したとき。
- (5) 第11条第1項、第12条第2項又は第13条から第17条までの規定に違反したとき。
- (6) 第15条第2項又は第16条の規定による報告において、虚偽の報告をしたとき。
- (7) 第19条の6第1項又は第4項の規定による命令に従わないとき。
- (8) この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 市長は、許可を受けた者が、正当な理由がなく、第6条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、当該許可を取り消すことができる。

(平27条例31・令元条例12・令6条例3・一部改正)

(措置命令等)

第19条 市長は、第6条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置

を執るべきことを命ずることができる。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、第8条の規定により第6条第1項又は第9条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

- (1) 土地の埋立て等が第7条第1号から第3号までの基準又は当該許可に係る第6条第3項の申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。
- (2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。

(平27条例31・令6条例3・一部改正)

(土地の適正な管理)

第19条の2 土地の埋立て等を行う者は、土壤の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出等による生活環境の保全上の支障が生じ、又はこれらのおそれがあることを知ったときは、直ちに、当該土地の埋立て等を中止し、又は原状回復その他必要な措置を講じ、その旨を市長その他の関係機関に通報するとともに土地の所有者等に通知しなければならない。

- 2 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等の用に供されることを知って、その所有し、又は使用する権原を有する土地を使用させてはならない。
- 3 土地の所有者等は、法令に違反する土地の埋立て等が行われ、又は行われるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長その他の関係機関に通報しなければならない。

(令6条例3・追加)

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等の義務)

第19条の3 第6条第1項又は第9条第1項の許可を受けた土地の埋立て等につき、第7条第8号の同意をした土地の所有者等は、当該土地の埋立て等が行われている間、規則で定めるところにより、定期的に当該土地の埋立て等の施工状況を確認しなければならない。

- 2 前項の土地の所有者等は、同項の確認の結果、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに当該土地の埋立て等を行う者に対し、当該土地の埋立て等の中止又は原状回復その他必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかに当該事実及び対応を市長に報告しなければならない。

(令6条例3・追加)

(土地の埋立て等に係る土地の所有者等への勧告及び命令)

第19条の4 市長は、第19条第2項の規定により土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を命じたときは、当該命令に係る土地の埋立て等を行う土地の所有者等であって前条第2項の報告を怠った者（当該報告を行うべき時期において、第6条第1項又は第9条第1項の許可の内容と明らかに異なる土地の埋立て等が行われていた場合に限る。）に対し、前条第2項の報告を行うよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた土地の所有者等が当該勧告に従わないときは、その者に対し、前条第2項の報告を行うよう命ずることができる。
- 3 市長は、前2項に規定する勧告又は命令を行った土地の埋立て等において、当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置が行われた場合は、当該勧告又は命令を撤回するものとする。

(令6条例3・追加)

(書面の交付及び携帯)

第19条の5 許可を受けた者は、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者に対し、土地の埋立て等に用いる土砂等の性質その他規則で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

- 2 前項の書面の交付を受けた者は、発生させた土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、搬入に係る土砂等の発生の場所、搬入先その他規則で定める事項を記載した書面（以下「適合証明書」という。）を交付しなければならない。
- 3 適合証明書の交付を受けた者は、当該適合証明書に係る土砂等を埋立て等区域に搬入するときは、当該適合証明書を携帯しなければならない。
- 4 許可を受けた者は、前項の規定に違反して適合証明書を携帯していない者による土砂等の搬入を受け入れてはならない。

（令6条例3・追加）

（土地の埋立て等の停止命令等）

第19条の6 市長は、前条第1項又は同条第4項の規定に違反して土地の埋立て等を行う者に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- 2 市長は、前条第3項の規定に違反して適合証明書を携帯せずに土砂等を埋立て等区域に搬入する者に対し、土砂等を搬入しないよう命ずることができる。
- 3 市長は、前2項の命令を口頭でした場合において、その相手方から命令の内容を記載した書面の交付を求められたときは、これを交付しなければならない。
- 4 市長は、土砂等を埋立て等区域に搬入する者が第2項の命令に従わないときは、許可を受けた者に対し、期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

（令6条例3・追加）

（公表）

第19条の7 市長は、必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

- (1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して、土地の埋立て等を行った者
 - (2) 第18条第1項の規定による許可の取消し又は命令を受けた者
 - (3) 第19条の規定による命令を受けた者
- 2 市長は、前項の規定により同項第1号に規定する者を公表しようとするときは、あらかじめ、その者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（令6条例3・追加）

（照会又は協力要請）

第20条 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関、関係地方公共団体、関係のある公私の団体その他関係者に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

- 2 市長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等その他の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

（平27条例31・令6条例3・一部改正）

（報告の徴収及び立入検査等）

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者、土地の埋立て等に用いる土砂等を搬入する者、土地の埋立て等を行う土地の所有者等に対し、第19条の5の書類又は適合証明書の交付・携帯状況、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

- 2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所、埋立て等区域又は土地の埋立て等を行う者の事務所、事業所その他土地の埋立て等に関係のある場所に立ち入り、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させ、若しくは第19条の5の書類又は適合証明書の提示を求めることができる。
- 3 前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなけ

ればならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(令6条例3・一部改正)

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(罰則)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) 第6条第1項又は第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者

(2) 第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者

2 第19条の4第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第21条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第9条第3項、第11条第1項又は第12条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第14条の規定に違反した者

(3) 第15条第2項又は第16条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(平27条例31・令6条例3・一部改正)

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項の規定による許可を受けて事業を行っている者は、第6条の規定にかかわらず、なお従前の例により当該事業を行うことができる。

3 この条例の施行の際現に発せられている改正前の条例第16条及び第17条の規定による命令は、なお効力を有する。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第31号）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、改正前の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされた許可は、改正後の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の相当規定によりなされた許可とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の条例の規定によりなされた許可の申請に対する処分については、なお従前の例による。

4 改正後の条例の規定による許可の取消し又は停止の命令に関しては、施行日以後に生じた事由について適用し、施行日前に生じた事由については、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第12号）

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）の規定に基づき行われた処分その他の行為については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前に改正前の条例第6条第1項の規定によりなされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものに対する許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

附 則（令和6年条例第3号）

（施行期日）

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前になされた改正前の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可は、改正後の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項又は第9条第1項の許可とみなす。

3 この条例の施行の際現に行っている土地の埋立て等（改正前の条例第2条第2号に規定する土地の埋立て等をいう。以下この項において同じ。）であって、当該土地の埋立て等を行う区域の面積が500平方メートル未満であるもの（改正前の条例第6条第2項に該当するものを除く。）については、施行日から起算して1月を経過する日までの間に限り、改正後の条例第6条第1項の許可を受けることなく、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。

4 施行日前に改正前の条例第6条第1項又は第9条第1項の規定によりなされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がなされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第9条の2、第19条の3及び第19条の4の規定は、施行日後に申請された改正後の条例第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等について適用し、施行日前に申請された改正前の条例第6条第1項又は第9条第1項の許可に係る土地の埋立て等については、なお従前の例による。

6 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の許可を受けている者に対する改正後の条例第18条第1項の規定による許可の取消し若しくは停止の命令又は同条第2項の規定による許可の取消しについては、この条例の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の日立市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第6条第1項の規定による許可を受けている者であって、現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第6条第1項の規定による許可を受けている者であって、

当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは、改正後の規定を適用する。

- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第6条第3項の規定による許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の規定による許可の申請とみなす。
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

手数料の種類	単位	金額
1 許可申請手数料		円
(1) 埋立て等区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	1件	13,000
(2) 埋立て等区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下のもの	1件	28,000
2 変更許可申請手数料		
(1) 埋立て等区域の面積が1,000平方メートル未満のもの	1件	6,000
(2) 埋立て等区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下のもの	1件	15,000

備考 埋立て等区域の面積の変更に係る変更許可申請手数料の金額は、当該変更後の埋立て等区域の面積による。